| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式会社リクルート | 東京都中央区銀座八丁目四番十七号 | 平成十四年十一月二十五日から平成十五年十二月二十二日まで | GCDF－Japan試験 |
| 財団法人関西カウンセリングセンター | 大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルヂング五階 | 平成十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 財団法人関西カウンセリングセンターキャリア・コンサルタント認定試験 |
| 特定非営利活動法人日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会 | 東京都千代田区九段北一丁目四番七号悠山九段ビル五階 | 平成十五年四月一日から平成二十二年二月二十八日まで | 日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会認定キャリア・カウンセラー資格試験 |
| 株式会社エスジーケイ | 岐阜県岐阜市福光西一丁目二番十二号 | 平成十五年十月一日から平成十七年九月二十九日まで | ICC委員会認定キャリア・コンサルタント検定 |
| 特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会 | 東京都港区新橋一丁目十八番二十一号 | 平成十五年十月一日から平成二十八年三月三十一日まで | GCDF－Japan試験 |
| 株式会社ヒューマン・リソーセス総合研究所 | 東京都千代田区飯田橋二丁目四番五号共立ビル | 平成十五年十月一日から平成十七年九月三十日まで | HR総研認定キャリア・コンサルタント能力評価試験 |
| 有限責任中間法人人材開発協会 | 東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル二十四階 | 平成十六年四月一日から平成十七年八月三十日まで | 人材開発協会キャリア・カウンセラー認定試験 |
| 株式会社テクノファ | 神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目十番二号ソシオ砂子ビル九階 | 平成十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 株式会社テクノファ認定キャリア・カウンセラー（キャリア・コンサルタント）能力評価試験 |
| 特定非営利活動法人アイシーディーエスキャリア・デザイン・サポーターズ | 愛知県名古屋市天白区焼山一丁目七百四番二号 | 平成十七年十月一日から平成二十七年十月二十七日まで | ICDS委員会認定ICDSキャリア・コンサルタント検定 |
| 株式会社フルキャストHR総研 | 東京都千代田区飯田橋二丁目四番五号共立ビル | 平成十七年十月一日から平成十九年八月十二日まで | HR総研認定キャリア・コンサルタント能力評価試験 |
| 特定非営利活動法人エヌピーオー生涯学習 | 東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル | 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで | NPO生涯学習キャリア・コンサルタント検定試験 |
| 財団法人日本生産性本部 | 東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号 | 平成二十一年四月一日から平成二十二年二月二十八日まで | 財団法人日本生産性本部認定キャリア・コンサルタント資格試験 |
| 特定非営利活動法人日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会 | 東京都千代田区九段北一丁目四番七号悠山九段ビル五階 | 平成二十二年三月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会認定キャリアカウンセラー認定試験 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 公益財団法人日本生産性本部 | 東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号 | 平成二十二年三月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 公益財団法人日本生産性本部認定キャリア・コンサルタント資格試験 |
| テンプスタッフ・ドレーク・ビーム・モリン株式会社 | 東京都品川区大崎一丁目十一番一号ゲートシティ大崎ウエストタワー二十二階 | 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | DBMマスター・キャリアカウンセラー認定試験 |
| テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社 | 東京都港区芝五丁目三十三番一号森永プラザビル本館二十階 | 平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | TCCマスター・キャリアカウンセラー認定試験 |
| 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 | 東京都港区新橋六丁目十七番十七号御成門センタービル六階 | 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | キャリア・コンサルタント試験 |
| 公益財団法人関西カウンセリングセンター | 大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号堂島ビルヂング五階 | 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 公益財団法人関西カウンセリングセンターキャリア・コンサルタント認定試験 |
| NPO法人ICDS | 愛知県名古屋市天白区焼山一丁目七百四番二号 | 平成二十七年十月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで | ICDS委員会認定ICDSキャリア・コンサルタント検定 |

## ○厚生労働省告示第四十九号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十四号）及び職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一　技能士章規程（昭和四十一年労働省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第二」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の四」に、同条第二項中「職業能力開発促進法施行令別表第二」を「職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の四」に改める。

第二　昭和四十四年労働省告示第三十七号（技能検定の実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表ブロック建築の項中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改める。

第二条第一項の表ブロック建築の項中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改め、同条第三項の表昭和五十六年八月二十一日以前に社団法人日本厨房機器工業会会長から厨房設備士の認定を受けた者で、厚生労働省職業能力開発局長が定める講習を修了したものの項を削る。

第三　昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十四条の二第三項」を「第六十四条の二第三項第二号」に改める。